

『遊民の系譜』再考 ― 芸能民は遊民か ―

山路 興造

- 杉山二郎著『遊民の系譜―ユーラシアの漂白者たち―』1988年 青土社刊。その後版を重ね、河出文庫としても出版される。
- 杉山二郎 [1928年](#)―[2011年](#)) 美術史学者。[東京大学](#)美学美術史学科卒業。[奈良国立文化財研究所](#)美術工藝室勤務。その後[東京国立博物館](#)学芸部東洋考古室長。シルクロードの現地調査に参加、西アジアの古代美術や東西文化交流史を研究。『大仏建立』で[毎日出版文化賞](#)受賞。
- この書の宣伝文句「傀儡師・吟遊詩人・旅芸人・巫女・白拍子・魔法使い・方術師・香具師・ジプシー・賭博師・踊り子・道士・勧進聖……。さまざまな民俗文化・芸能の媒体として、歴史の底辺に息づく漂泊放浪の民の交通を、日本に留まらず朝鮮半島、中国、さらにはユーラシア大陸の全域にわたって跡づけた、画期的読み物」と紹介している。
- 近世以降、芸能民や被差別民は純日本人ではなく、外国から渡来した民俗であるという説が、普通に唱えられていた。上杉聡によれば、「15世紀初頭に成立した被差別民の異民族起源説は、16～17世紀に社会的広がりを見せ始め、18世紀になると後半に唱えられるようになる。さらに幕末になると中国からの渡來說に代わって朝鮮からの渡來說が登場し、蛮国思想と結び付いてものになっていく」（『明治維新と選民廃止令』解放出版社 1990年）

※被差別民の外來說

- 柳田国男も「わが邦のクグツ（傀儡）は九州より上りたりと覚ゆれば、朝鮮を通過して大陸より入り込みしジプシーの片われではなしか」「クグツの中代の帰化なることは、小生においてほぼ立証の処有

之」(『柳田国男・南方熊楠往復書簡集』平凡社ライブラリー刊)と記すように、近代の碩学も渡来説を真剣に論じている。

- 杉山氏の著書も、基本的にはこの延長上にあり、ジプシーをはじめ、世界中の「遊民」への豊富な知識と、人を引きつける文章によって読者を説得します。
- 特に「傀儡子(くぐつ・かいらいし)」については、平安時代中期の碩学大江匡房まさふさによる『傀儡子記』という文献が残っているだけに始末が悪い。近年まで生存されていた角田一郎氏の名著『人形劇成立に関する研究』(1963年)などでも、この説を唱えています。
- 『傀儡子記』の内容(史料①・史料②)
- この書によれば前半部分は傀儡子は定まった居住地がなく、移動しながらテント暮らしをし、男性の傀儡子は狩猟生活をし、人形遣を行い、女性の傀儡子は歌を歌い性的サービスを行った。国司の支配に従わず課税も納なかった。
- 最近の研究ではこの書自体は漢書の「匈奴伝」や後漢書の「烏桓鮮卑伝」などの書物に依拠しており、異民族性を強調した部分などは信用できないとされるようになった。
- わが国への芸能や技術の導入
- 古代において、宮中や寺院での儀式芸能は、大陸らの導入である。
- 伎楽(くれのうたまい)
- 舞楽(唐楽と三韓楽・林邑楽・度羅楽・胡楽・渤海楽)など。東大寺大仏開眼供養の時に集まった(スライドの蘇利古は高麗楽・喜春楽は唐楽)。
- 散楽(本来は曲技などであるが、物真似芸は現在の能・狂言に発展)
- 古代「律令制」においては、芸能者や技術者は、「良民」「賤民」とは違い、「品部(しなべ・ともべ)」に属した。本来「品部」は賤視されていない。

※「遊民の形態」

- 農耕民などの定住民とは異なる生活形態を持つ集団。

- 正当なルートを辿ってわが国に招聘された僧尼以外に、シャーマンや幻術士が渡来した。山岳を徒走して山岳仏教を生み出、貧民救済を掲げる行基などの宗教人もいた。その遊行する宗教人に資金を提供したのが、河内・泉付近の渡来人ではないかという。
- 農地を持ち定住して生業に励む農耕民や、漁場を確保した漁業民に対し自分の技術に頼る職能民は定住性が薄い。支配者は税が取りやすい。
- 定住民の生産用具を作る職能民には定着性がない。技術自体には税が掛けにくい。
- 定住民が必要とする竹製品（竹細工師）・木工製品（木地屋）・鉄・銅製品（鍛冶屋）など。
- だからと言って技能者は「遊民」ではない。
- 「芸能民」は遊民化？
- 鎌倉時代初期に後白河法皇によって成立した今様の集『梁塵秘抄』

※江戸時代の儒教思想による遊民の定義

私は世界人権問題研究センター「紀要」5号（2000年3月刊）に『近世都市における「遊民」の諸相—下級宗教者・大道芸・門付け・物売り・職人』という論考を書いているが、その冒頭に18世紀後半の儒学者「人見弥右衛門上書」による次のような文章を引用している。

四民の外なる出家・山伏・神道者・遊女・歌舞伎・俳諧師・座頭・平家語り・幸若の類、すべて四民の衣食住を掠めて世間無用の業を以て今日を渡る者、いわゆる遊民・食いつぶし、

※江戸時代の回国芸能者

- 俳諧師松尾芭蕉
- 伊勢の太神楽
- 越後獅子（角兵衛獅子）
- 宗教宣伝・勧誘の「遊行」 荒野聖・熊野比丘尼・歩き巫女・伊勢の太神楽・勧進聖

「遊民の系譜」再考

史料① 大江匡房『傀儡子記』原文

傀儡子者、無定居、無当家、穹廬毘帳、逐水草以移徙、頗類北狄之俗。男則皆使弓馬、以狩獵為事。或跳雙劍、弄七丸、或舞木人、鬪桃梗、能生人之態、殆近魚龍曼曼之戲。變沙石為金錢、化草木為鳥獸、能□人目。女則為愁眉、啼粧、折腰步、鬪齒、施朱傅粉、倡歌淫樂、以求妖媚。父母夫聲不誠、雖行人旅客、不嫌一宵之佳會。寵愛之余、自獻千金、繡服、錦衣、金釵、鈿匣之具、莫不異有之。不耕一畝〔田脫力〕、不採一枝桑。故不屬孫官、皆非土民、自以浪人。上不知王公、傍不懼牧宰、以無課役為一生之樂。夜則祭百神、鼓舞喧嘩、以祈福助。東國美濃・參川・遠江等党、為豪貴。山陽播州・山陰馬州等党、次之。西海党、為下。其名備、則小三四、百三、千歲、萬歲、小君、孫君等也。動韓娥之塵、余音繞梁、聞者嚮、不能自休。今様、古川様、足柄、片下、催馬樂、黑鳥子、田歌、神歌、棹歌、辻歌、滿周、風俗、咒師、別法等之類、不可勝計。即是天下之一物也。誰不哀憐者哉。

史料② 『傀儡湖子記』杉山二郎氏による意訳

「傀儡子は定まった住居も定まった家も無い。ただ穹廬で毘帳の仮屋で、水草を追って移動をしていて、大変に北狄の風俗に類似している。男たちは皆弓矢と馬を使って狩獵の生活を営んでいるが、或る連中は両刃の劍七、九本を同時に弄び、或る者は木製の人形を舞わせて手品奇術の模倣して、生きた人間のように見せたりする。その様子はさらにほとんど本物の魚や龍や亀や蛇がうごめいたりする術があったり、砂や石を黄金や錢貨に変えたり、草木を鳥獸に変化させたりする。一人前の女性となると愁顔で泣く模倣をし、腰をくねくねと振って歩き、化粧をして笑うと鬪齒が見えたりする。唇や頬に朱を施し白粉を塗りたくって倡俳のように歌ったり淫な樂を奏したりする。そうして妖しい媚態を示して誘惑したりする。父母も誠実な愛もなく、行き

ずりの人に逢うと容姿もかまわずに一晩の契りを結んだりする。こうした好色から妾の風儀であるのに、好いた男のためには自ら金繡服、錦衣、金の釵、鈿匣といったものを献じて関心をおおうとするので、その異様さは他に類例を見ない程だ。一段の田畑も耕さず、一本の桑をつんで蚕を飼うこともしない。だから郡県の役人に隷属することなく、全部が土地つきの百姓でなく、自分たちからすすんで彷徨して、上に王公がいることも知らなければ、傍らに村長がいても怕たりしない。課役税金がかからないのでその自由さを楽しんでいる。夜になると百神を祀って、鼓を叩いて舞い喧騒狼藉の限りを尽して福の助けを祈願する。東國の美濃、參河、遠江などの党には富豪な者がいるし、山陽、播州、山陰、馬州の輩はそれに次ぐ富貴者がいる。西海の連中は下等である。その傀儡子の名だたる連中に小三、日百、三千載、万歳、小君、孫君などの名妓があり、韓娥の塵を動かす、その余音は梁周を凌ぐものがある。霑、僂は数々あって、今様、古川様、足柄、片下、催馬樂、黒鳥子、田歌、神歌、棹歌、辻歌、満固、風俗、呪師、別法士の類があつて数えきれない程ある。これこそ天下の一つの奇異な族であつて、誰か哀憐しないものがあるか」。